

令和2年度 利用料規定

社会福祉法人 光生会大阪
ピープルケアハウスはんなん

管理費 入居時一括徴収額 494万円 生活費 および 事務費

| 階層 | 注1) 対象収入による階層区分 | 生活費 | 注2) 事務費 | 合計 |
|----|-----------------------|---------|---------|----------|
| 1 | 1,500,000円以下 | 44,500円 | 10,000円 | 54,500円 |
| 2 | 1,500,001円～1,600,000円 | 44,500円 | 13,000円 | 57,500円 |
| 3 | 1,600,001円～1,700,000円 | 44,500円 | 16,000円 | 60,500円 |
| 4 | 1,700,001円～1,800,000円 | 44,500円 | 19,000円 | 63,500円 |
| 5 | 1,800,001円～1,900,000円 | 44,500円 | 22,000円 | 66,500円 |
| 6 | 1,900,001円～2,000,000円 | 44,500円 | 25,000円 | 69,500円 |
| 7 | 2,000,001円～2,100,000円 | 44,500円 | 30,000円 | 74,500円 |
| 8 | 2,100,001円～2,200,000円 | 44,500円 | 35,000円 | 79,500円 |
| 9 | 2,200,001円～2,300,000円 | 44,500円 | 40,000円 | 84,500円 |
| 10 | 2,300,001円～2,400,000円 | 44,500円 | 45,000円 | 89,500円 |
| 11 | 2,400,001円～2,500,000円 | 44,500円 | 50,000円 | 94,500円 |
| 12 | 2,500,001円～2,600,000円 | 44,500円 | 57,000円 | 101,500円 |
| 13 | 2,600,001円～2,700,000円 | 44,500円 | 64,000円 | 108,500円 |
| 14 | 2,700,001円～2,800,000円 | 44,500円 | 71,000円 | 115,500円 |
| 15 | 2,800,001円～2,900,000円 | 44,500円 | 78,000円 | 122,500円 |
| 16 | 2,900,001円～3,000,000円 | 44,500円 | 85,000円 | 129,500円 |
| 17 | 3,000,001円～3,100,000円 | 44,500円 | 91,700円 | 136,200円 |
| 18 | 3,100,001円以上 | 44,500円 | 91,700円 | 136,200円 |

注1) この表における「対象収入」とは、前年の収入（社会通念上収入として認定することが適当でないものを除く）から、租税、社会保険料、医療費等の必要経費を控除した後の収入をいう。

注2) 本人からの事務費徴収額（月額）は、上表により求めた額とする。

注3) 二人で入居する場合については、二人の収入および必要経費を合算し、合計額の2分の1をそれぞれ個々の対象収入とし、その額が150万円以下に該当する場合の二人のそれぞれの事務費徴収額については、上記表の額から30%減額した額を本人からの事務費徴収額（月額）とする。
この場合、100円未満は切り捨てとする。

注4) 冬季加算料金（11月から3月迄・・・1,910円） 必要です。

電気料金・・・関西電力 電話料金・・・NTT 直接契約

外来者、介護者等の食事費、宿泊費等は別に定める。

その他、特別なサービスは別料金。

この料金表は、令和元年10月度からの金額です。

その時は4月にさかのぼり請求および精算させていただきます。

利用料金

| | 金額 | 備考 |
|------|------------|--------------------|
| 管理費 | 4,940,000円 | 入居時一括徴収額（入居一時金） |
| | 20,583円 | 240ヶ月で満額（月々の分割払い） |
| 生活費 | 43,700円 | 一ヶ月における一律費用 |
| 事務費 | — | 階層表に応じた費用 |
| 水道料金 | 1,000円 | 一ヶ月における一律費用 |
| 電気料金 | — | 個人メーターによる使用量に応じた費用 |
| 電話料金 | — | NTTとの直接契約による費用 |
| 冬期加算 | 1,910円 | 11月～3月期における冬期加算費用 |
| 修繕費 | 200,000円 | 居室修繕にかかる費用 |
| その他 | — | 当事業所規定による費用 |

*その他、特別なサービス料金を受けた場合は別途料金が必要です。（医療費等）

支払い方法

利用料金の支払い方法については次の通り。

- ①当事業所窓口での現金払い
- ②当事業所指定口座への振込み払い（但し、医療費等は本人より直接徴収となります）